

## 特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

在宅の重度障がい者(児)のかたに対して、特別障害者手当および障害児福祉手当を支給しています。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象	在宅の20歳以上の重度障がい者で、日常生活において常時特別の介護を必要とするかた	在宅の20歳未満の重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とするかた
支給の対象とならないかた	○病院などに継続して3か月を超えて入院しているかた ○施設などに入所しているかた ○本人または同居の親族の所得が一定以上あるかた (限度額は扶養親族数により異なります)	○障がいを支給事由とする公的年金を受給されているかた ○施設などに入所しているかた ○本人または同居の親族の所得が一定以上あるかた (限度額は扶養親族数により異なります)
支給月額	27,980円	15,220円
	どちらの手当も2・5・8・11月に3か月分を合算した額を支給	

※いずれの手当も、原則、医師の診断書により認定されます。  
申請方法などの詳細は下記へご相談ください。

**問合せ** 福祉課(④番窓口) ☎62-1233  
県秩父福祉事務所 ☎22-6228

## 年金相談

年金相談の際は事前予約をご利用ください。

予約いただくと・・・

- ①お客様のご都合にあわせてスムーズに相談できます。
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、対応します。

**予約受付時間**：平日の午前8時30分～午後4時  
※予約相談希望日の1か月前から前日まで予約できます。ご予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

**予約の申込み**：☎0570-05-4890  
050から始まる電話のかたは  
☎03-6631-7521

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27-6560  
町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

## 年金生活者支援給付金

公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

### 対象

- 障害基礎年金、遺族基礎年金を受給しているかた
- ・前年の所得額が4,721,000円+扶養親族の数×38万円以下のかた
- 老齢基礎年金を受給していて、以下の条件を全て満たすかた
- ・65歳以上のかた
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税
- ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が878,900円以下

### 請求手続き

日本年金機構から届く請求書に氏名などを記入し、秩父年金事務所へご提出ください。

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27-6560  
町民生活課(②番窓口) ☎62-1232